

医療・ヘルスケア関連機器開発支援事業補助金募集要領

宮崎県食品・メディカル産業推進室

1 事業趣旨

本事業は、東九州メディカルバレー構想に基づき医療関連機器産業の一層の集積を目指している中で、医療・ヘルスケア関連の機器開発等を更に加速化するため、県内企業の医療・ヘルスケア関連の機器開発等の取組に要する経費を補助します。

なお、医療・ヘルスケア関連機器とは医療・介護・福祉・ヘルスケア関連の機器・製品となります。

2 事業内容

県内企業が医療・ヘルスケア関連機器の開発及び実用化などに要する費用の一部を助成します。

3 補助対象者

補助金の募集対象となる者（以下「申請者」という。）は、次の要件を満たす者とします。

- (1) 県内に事務所又は事業所を有すること。
- (2) 県税に未納がないこと。
- (3) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (4) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

4 補助対象事業

補助対象となる事業は、上記 3 の補助対象者による医療・ヘルスケア関連機器の開発及び実用化に関する取組です。

対象となる取組は、「開発」又は「改良」に関する取組とし、同一の内容で県や国、市町村等の補助金を受けている又は受けることが決定しているものについては対象となりません。

【補助対象となる取組例】

① 開発に関する取組

- ・ 製品開発に係る試作品作製
- ・ 製品開発に必要な機器の購入
- ・ 製品開発に伴う評価・分析

② 改良に関する取組

- ・ 新たなニーズに対応するための既存製品の改良

③ 上記①又は②に関連する取組

- ・ 開発機器・製品に関する研究・市場性調査
- ・ 医療機器製造業や医療機器製造販売業等の取得
- ・ 開発機器・製品に係るPMDA等への相談
- ・ 開発機器・製品に係る展示会等への出展
- ・ 開発機器・製品に係るPR資材の作製

5 拠助対象期間

拠助対象期間は、交付決定日から令和6年2月29日までとし、その間に事業を開始した上記4の取組のうち、事業者が自ら支払いまで終了した費用が拠助の対象となります。

なお、交付決定日以前に取組がすべて終了している場合は、当該拠助金の対象となりません。

6 拠助対象経費等

(1) 拠助対象経費

拠助対象経費は、次の①～③の条件を全て満たし、下記ア～セに示す経費が対象となります。

- ① 使用目的が拠助事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 拠助対象期間内に発注、納入等が行われ拠助事業期間内に支払いが完了した経費
- ③ 領収書などの証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(拠助対象経費一覧)

ア 謝金

指導・助言等を受けるために依頼した外部専門家等へ支払う経費

イ 旅費

代表者や社員の出張に係る旅費及び指導・助言等を依頼した外部専門家等に支払われる旅費

ウ 原材料費

新製品開発のための試作品の作製に必要となる原材料費（販売用の製品に係る原材料費は対象外とする。）

エ 機械等装置費

機械装置・設備、ソフトウェア、備品の購入・工事に要する経費

オ 資料購入費

資料購入に必要な経費

カ 印刷製本費

資料、チラシ・パンフレット・ポスター等の印刷・製本に要する費用

キ 通信運搬費

通信運搬に必要な経費

ク 使用料及び賃借料

機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費

ケ 受講料

研修・セミナー等の受講に要する経費

コ 委託料

当該事業者では実施が不可能な業務の一部を外部の企業などに委託する際に必要な経費

サ 展示会等出展費

販路開拓等に必要となる展示会等の出展料（装飾費を含む。）

シ 広告宣伝費

販路開拓等に必要な広告媒体を活用した宣伝に要する経費

ス 雑役務費

許可や認証の取得、又は維持に要する費用

セ 外注費

上記ア～スに該当しない経費であって、原材料等の再加工及び設計や検査・試験など自ら実行することが困難な業務を第三者に外注（請負）するために支払われる経費

※人件費は対象となりません。

※パソコン、タブレット端末、スマートフォンなど汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入等に係る経費は対象となりません。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

※クレジットカードによる支払は、法人カード（個人事業主の場合は本人のカード）の使用であり、当該補助事業実施期間中に引き落としまで確認できる場合のみ認められます。（購入等が補助事業実施期間中であっても、口座からの引き落としが補助事業実施期間外であれば、補助対象経費とはなりません。）なお、立替払（法人の代表者や従業員等が、個人のクレジットカードで支払う場合等）は補助対象外となりますので、十分御留意ください。

(2) 補助率

補助対象経費の3分の2以内とし、補助金の額は医療・ヘルスケア関連機器1件当たり200万円を上限とします。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

(3) 補助金の支払い

原則精算払とします。

7 申請方法等

(1) 申請期限

令和5年5月26日（金）午後5時15分（必着）

(2) 申請方法

次の（3）提出書類を御確認いただき、該当する書類を添えて、郵送または持参により、食品・メディカル産業推進室まで提出してください。

持参される場合、受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分となります。

(3) 提出書類

下記の書類を1セットにして、2部（正本1部、副本1部）を提出してください。

- ① 計画書かがみ
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 役員一覧表
- ⑤ 法人登記簿謄本の写し【個人事業主の場合は開業届又は所得税確定申告書の写し】
- ⑥ 直近1期分の決算関係書類（決算書がない場合は、収支計算書、賃借対照表及び事業

報告書又は活動内容がわかる書類。)

- (7) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。）
- (8) 会社の事業概要がわかるパンフレット等【法人の場合】

（4）応募に関する留意点等

- ・ 複数の医療・ヘルスケア関連機器に関する申請を行う場合は、医療・ヘルスケア関連機器毎に事業計画書及び収支予算書を作成してください。
- ・ 虚偽の記載をした提出書類は、無効とします。
- ・ 提出書類に不備がある場合は、審査対象とならないことがありますので、御留意ください。
- ・ 提出書類の作成及び提出に関する費用は、申請者の負担とします。また、提出された書類等は返却しませんので、後日必要が生じる場合などに備えて原本の控えをお備えください。
- ・ 募集内容について質問等がある場合は、別紙「質問書」を5月19日（金）午後5時までに下記10の問合せ先に、FAXまたは電子メールにより送付してください。

回答は原則として質問者に行いますが、必要に応じて県ホームページに掲載します。

8 審査・選定等

（1）審査の方法

申請受付終了後、事務局において内容確認等を行った後、審査会での審査を経た上で選定を行います。

審査は書面で実施するものとし、選定結果は、申請者へ文書で通知します。

（2）選定基準

選定に当たっては、次の点を総合的に勘案して審査を行います。

- ① 新規性・独自性
- ② 市場性
- ③ 開発機器・製品の実現性
- ④ 連携体制
- ⑤ 販路開拓の実効性

※「宮崎県メディカルバレー推進事業」として認定を受けた事業については、審査評価点に加点措置を行います。

9 申請から事業終了までの流れ

- ・ 令和5年5月26日（金）まで 書類の提出
- ・ 令和5年6月上旬 審査会（選定）
- ・ 令和5年6月下旬頃 採択通知、補助金交付申請、交付決定
- ・ 事業終了後定める期日まで 実績報告書提出、補助金の支払い

10 問合せ先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県商工観光労働部食品・メディカル産業推進室 担当 池田、福永

電話 0985-26-7101（直通） FAX 0985-26-7322

E-mail shokuhin-medical@pref.miyazaki.lg.jp